

都道府県水産担当部長 殿

水産庁漁政部漁政課長

### 梅雨期及び台風期における水産関係の被害防止に向けた対応について

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、暴風、波浪等により水産関係の被害が発生しているところです。

このため、貴殿におかれては、人命の保護を第一として梅雨期及び台風期における水産関係の被害の未然防止を図るべく、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、周知徹底をお願いします。

なお、このことについて、貴管下市町村に対しましても、周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 関係機関の連絡体制の整備等

台風が接近、通過する地域にあっては、都道府県、地域出先機関、水産業協同組合など関係機関の連絡体制を整備し、気象庁の台風情報を基に、その地域に雨風等によりどのような影響があるか把握しつつ、状況に応じた対応を速やかに現場に徹底すること。

#### 2. 人命を最優先とする行動の徹底

人命第一の観点から、漁業操業や水産関係施設等の見回りの際には、最新の気象情報（※）、警報、注意報を十分に確認するとともに、次の点に留意しつつ、作業者の安全確保を最優先に、対策の徹底を図ること。

- (1) 暴風雨、異常出水時の施設等の見回りについては、これらの状況が治まるまで行わないこと。
- (2) 暴風雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、施設周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。
- (3) 水産関係施設等の見回りをする際には一人では行かないこと。また、倒壊のおそれのある施設には近づかないこと。

※気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&elem=all&contents=warning>

- (4) これまでの地震や台風、記録的な豪雨等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き、土砂災害に細心の注意を払い、人命を最優先に行動し、二次災害の

防止に努めること。

(5) 出航前の検査や航海条件の事前確認を行うとともに、航海・操業時の安全確保を図ること。乗船中はライフジャケットを必ず着用すること（義務化）。

(※別添1を参照。)

### 3. 海上の漁業用施設の被害防止対策

漁船、定置網、養殖施設など海上にあるものについては、上架、陸揚げ、係留の強化（漁船の係留方法を一点係留から多点係留に変更等）、網抜きなど被害防止対策を講ずること。特に漁港等に係留している漁船については波浪による沈没等に注意し、安全に十分配慮した上で、早めに上架や、陸揚げを行うこと。

### 4. 陸上の漁業用施設の被害防止対策

荷さばき施設、水産加工施設、漁具倉庫などについては、事前の点検、施設周辺の樋（とい）や排水路の清掃、飛来物による損傷や増水による流出を防ぐための片づけを行うとともに、防風対策をはじめとする被害防止対策を講ずること。

電気で動く機械類は浸水しないよう高所へ移動し、また、停電に備え非常用電源を確保するとともに機器等に接続して作動を確認するなど、事前の準備や点検を行うこと。

被災時に停電や断水等が発生した場合には、畜養施設の維持、冷凍庫での保存について、早急に対応できるよう努めること。特に、冷凍庫・冷蔵庫については、内部の温度上昇を避けるため、停電時の開閉は控えること。

### 5. 漁港施設・海岸保全施設等の被害防止対策

漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置等の安全対策を講ずること。(※別添2を参照。)

### 6. 保険・共済への加入

災害に備えて漁船保険や漁業共済等への加入をご検討下さい。

### 7. その他

農林水産省ではホームページ(1)やMAFFアプリ(2)により豪雨や台風等の風水害に備えるための予防減災情報をお知らせしておりますので、ご活用下さい。(※別添3を参照。)

(1) [http://www.maff.go.jp/j/saigai/taisaku\\_gaiyou/yobou\\_gensai.html](http://www.maff.go.jp/j/saigai/taisaku_gaiyou/yobou_gensai.html)

(2) <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>

#### (参考資料)

- ・別添1：「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」(令和8年5月29日づけ8地第95号 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官)  
「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」(令和8年5月29日付け中防災第16号中央防災会議会長通知)
- ・別添2：「漁業者の安全対策の周知徹底について(注意喚起)」(令和元年11月29日付)

け元水漁第 1055 号 水産庁漁政部企画課長通知)

「ライフジャケット着用義務違反に伴う罰則適用開始に向けての周知について」(令和 4 年 1 月 25 日付け事務連絡(水産庁企画課))

「AIS 普及リーフネット(改訂版)の周知について」(令和 4 年 3 月 8 日付け事務連絡(水産庁企画課))

- ・別添 3 : 「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」(令和 8 年 6 月 1 日付け事務連絡(水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課長・防災漁村課長))
- ・別添 4 : 農林水産省ホームページ・予防減災情報「漁船の係留強化等の被害防止対策を講じ、豪雨や台風襲来に備えましょう！」(水産庁漁政部漁政課)

**【災害報告連絡先】**

担当者：水産庁漁政部漁政課課長補佐（調整担当） 岩崎

電 話：03-3502-8397（直通）

E-mail：[yuriko\\_iwasaki990@maff.go.jp](mailto:yuriko_iwasaki990@maff.go.jp)

※ 休日、夜間に重大、重要な災害が発生した場合は、個人内線直通又は携帯電話に御連絡下さい。

・個人内線直通：03-3502-8181 をダイヤル後、ガイダンスに従い「84697」を入力して下さい。

・携帯電話 : 050-6893-8332 (岩崎)

8 地 第 95 号  
令和 8 年 5 月 29 日

水産庁長官 殿

大臣官房危機管理・政策立案総括審議官

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

このことについて、別添（写し）のとおり中央防災会議会長（内閣総理大臣）から農林水産大臣宛てに通知があったので、貴管下機関等に対して周知徹底をお願いする。

なお、各地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長に対しては当職より、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構に対しては内閣府より通知していることを申し添える。

# 「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」のポイント (令和8年5月29日付中央防災会議会長通知)

大臣官房地方課災害総合対策室

人命の保護を第一義とし、防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼する。

## 1. 防災事務従事者の安全確保にも留意した上で、適切な災害即応態勢を確保

- ①「第1次国土強靱化実施中期計画」等に基づく、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策をはじめ、取組全般を推進すること
- ②危険箇所等の巡視・点検の徹底、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること
- ③管理施設等について点検及び補修等の措置を講ずるとともに、管理の強化を図り、災害発生のおそれのある場合には、施設の点検等を行うこと
- ④地下空間の浸水に係る危険性の利用者への周知、浸水対策の強化に万全を期すこと
- ⑤土砂災害のおそれのある道路箇所に、通行止め等を適切に行い、被害を防止すること
- ⑥港湾において高潮や津波による浸水のおそれがある箇所は土嚢等による直前予防策を講ずること、暴風による飛散等のおそれのある箇所は固縛等の対策を行うこと
- ⑦災害発生のおそれのある箇所等の情報を市町村等に提供すること
- ⑧警戒レベル4の避難指示までに必ず避難すること等を周知徹底すること
- ⑨企業等に対し、所在地の災害リスク、とるべき行動、そのタイミングを確認すること
- ⑩河川増水時には、水辺利用者に情報を提供し避難の注意を促すこと、農業用水路、排水路等から落ちる危険性もあることから、近づかない等の注意を促すこと
- ⑪市町村が指定した指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を支援すること
- ⑫避難所等の確保及び良好な避難生活環境の確保に努めること
- ⑬指定福祉避難所等の確保について、市町村に協力すること
- ⑭要配慮者利用施設管理者等に対して、災害計画の作成等の支援に努めるとともに、地方公共団体による計画の具体的な内容の確認等について、必要な支援に努めること
- ⑮避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成について市町村に協力すること
- ⑯災害対策本部の機能維持のため、非常時優先業務を絞り込み、役割分担等の体制を構築しておくこと、非常用電源の設置・燃料の確保と定期的な保守・点検等の対策を講ずること
- ⑰災害を想定した避難指示等の発令・伝達や避難判断等の取組・訓練に努めること
- ⑱平常時から地方公共団体等との連携を促進し、受援体制の整備促進に努めること
- ⑲市町村が避難情報を適切に発令できるよう、市町村等と共同で発災前から防災情報の発

表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること

**2. 住民が適時的確な避難行動を判断できるよう関係機関との緊密な連携の下万全を期す**

- ①インターネット等の多様な手段を活用し、早い段階からの防災情報提供に努めること
- ②要配慮者に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるような取組を推進すること
- ③市町村が行う個別避難計画情報の提供を受けたときは、必要な対応に努めること
- ④広域的な避難が必要となる地域においては、関係機関間で顔の見える関係を構築すること

各指定行政機関の長  
各指定公共機関の代表 殿

中央防災会議会長  
(内閣総理大臣) 高市 早苗

## 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであり、感謝を申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。とりわけ近年は、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨等、毎年のように大規模な風水害が発生しており、昨年も、8月5日からの低気圧と前線による大雨等により、全国各地で土砂災害や浸水被害が発生した。加えて、地震や豪雨により地盤が緩んでいる能登地域や林野火災があった地域では、土砂災害が発生しやすいと考えられるため、その点御留意いただきたい。このような頻発化・激甚化する災害の被害を踏まえ、防災態勢の強化に取り組んできたところであるが、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意した防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼する。

### 記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

#### ①「第1次国土強靱化実施中期計画」等の国土強靱化に向けた取組の推進

国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月閣議決定）に基づき、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理や、経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化、地域における防災力の一層の強化の各分野について、国土強靱化の取組を推進すること。

## ②危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、がけ崩れ、土石流等の災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、盛土等の土地改変の状況、土地利用状況、災害履歴及び最近の地震や降雨等の状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、適切な措置を講ずること。災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。

## ③河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化を図ること。

また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

## ④地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に係る危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水等が発生し、又は洪水等が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

## ⑤道路の冠水・法面崩壊・越波対策等の強化

道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没する等重大な事故が起きるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検する等の措置を講ずること。台風による越波、大雨による法面崩壊等の土砂災害のおそれのある箇所については、通行止め等の措置を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないよう措置を講ずること。また、台風などによる電柱倒壊で道路の閉塞が発生した際には、通行止め等の措置を適切に行うとともに、電線管理者より可及的速やかに報告がなされるよう連絡体制を確保すること。

## ⑥港湾の浸水・コンテナ等の飛散対策等の強化

港湾において、台風等に伴う高潮、高波による浸水により港湾機能が低下するおそれのある箇所については、港湾利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、過去に被災した施設等脆弱箇所への土嚢等の設置等を行うなど直前予防策を講ずること。暴風によりコンテナの飛散等のおそれのある箇所については、コンテナの固縛等の対策を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者は引き続き、水際・防災対策連絡会議を設置している場合にあっては、関係者が取るべき措置、関係者間の連絡体制等の確認等、連携体制の強化を図ること。その他の場合にあっては、関係機関の各主体が必要な情報収集や情報発信を適切に実施できる体制を構築し、連携体制を確保すること。

⑦災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための避難行動に資するため、浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴殿が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。

⑧災害時に市町村が発令する避難情報の周知徹底

平時から避難情報に関する周知等を十分に行うこと。特に、警戒レベル3の高齢者等避難は、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において発令される情報であること、警戒レベル4の避難指示は、災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難すべき状況において発令される情報であること、警戒レベル5の緊急安全確保は、災害が発生又は切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に発令されることがある情報であり、警戒レベル5に至る前の警戒レベル4までに必ず避難すること等について住民等が十分に理解できるよう周知徹底すること。

⑨企業等に対する避難意識等の啓発

企業等に対し、事業所等の所在地の災害リスクや、災害警戒時に取るべき行動、行動のタイミング等を確認すること。また、防災情報に留意し、甚大な災害発生の危険や、海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が高まったときには、来客や従業員の安全確保を最優先して、店舗や事業所等の計画的な休業、テレワークの実施、時差出勤、必要に応じて安全確保が必要な従業員の待機・受入れなど、実情に応じた適切な対応を講ずるよう協力を求めるとともに、各機関においても、上記の取組を促進すること。あわせて、「事業継続ガイドライン - あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応 -」（内閣府、令和5年3月）を参考にして、各企業等が事業継続計画の策定や改定を行うよう働きかけること。

⑩水辺利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑪指定緊急避難場所及び指定避難所の周知支援等

想定される災害の種別ごとに定められる指定緊急避難場所が指定避難所と異なることについて十分に周知を図った上で、市町村が指定した指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を支援すること。指定緊急避難場所の表示等を新設・変更する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、日本産業規格として定めた「災害種別一般図記号（JISZ8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」に基づく表示に努め、これらの設置に市町村へ協力を行うように努めること。

また、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生する等して、

指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の、山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して直ちに身の安全を確保すること、特に地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあるため十分に注意すること、『避難』とは『難』を『避』けることであり、ハザードマップや「避難行動判定フロー」等を踏まえた上で、安全な場所にいる人は指定緊急避難場所に行く必要がないこと、安全な親戚・知人宅も避難先となりうることに、周知を支援すること。

なお、避難所における感染症対策として、「避難所におけるマスク着用等の考え方について」（内閣府・消防庁・厚生労働省、令和5年3月）、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」（内閣府・消防庁・厚生労働省、令和5年4月）等を踏まえた対応を促すこと。

避難所の開設・運営に当たっては、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府男女共同参画局、令和2年5月）の内容を踏まえ、女性と男性のニーズの違いを十分に配慮した環境整備を進めるとともに、運営体制への女性の参画を促すこと。

#### ⑫避難所等の確保

災害時又は災害が発生するおそれがある場合、想定される避難者を受け入れることができるよう、指定避難所及び協定・届出避難所の確保に加え、車中泊避難用駐車場及びホテル・旅館等と協定を締結するなど、平時から避難所等の確保に努めること。

また、良好な避難生活環境の確保に当たり、トイレ、パーティションテント、温かい食事、ベッド、入浴等は避難者の健康を守り、尊厳ある生活を営むために重要であることから、避難所の運営に当たっては、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を御参照されたい。特にトイレ、パーティションテント、温かい食事、ベッド、暑さ・寒さ対策のための冷暖房機器等は避難所開設当初から確保すること。

併せて、家庭動物と同行避難する避難者及び家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、家庭動物の受入れ方法について住民に周知を図ること。

#### ⑬指定福祉避難所等の確保

従前、災害時において、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生ずるなどの懸念から指定避難所としての福祉避難所（以下「指定福祉避難所」という。）の確保が進まないとの課題に対応するため、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）において、指定避難所の公示事項を明確化している。これにより、市町村長は、指定福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示し、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化することが可能となることから、指定福祉避難所等の確保について、市町村に協力するとともに、指定福祉避難所等が被災することも想定し、一般避難所への要配慮者スペースの設置を促すこと。

#### ⑭要配慮者利用施設等における避難体制の確保

介護保険法（平成9年法律第123号）や水防法（昭和24年法律第193号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとされている。要配慮者利用施設管理者等に対して、災害計画の作成や要配慮者本人の参加を得た避難訓練の実施の支援に努めるとともに、地方公共団体による計画の具体的な内容や避難訓練の実施状況の確認、施設への情報伝達体制の確保について、必要な支援に努めること。また、学校における避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育を効果的に実施するための地方公共団体による取組について、積極的に支援すること。

#### ⑮個別避難計画の作成等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされている。

内閣府では、個別避難計画の作成手順等を明示した具体的な取組指針である「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、令和3年5月改定）」を示しており、この内容も参考にし、防災・福祉等関係部局が連携するとともに、福祉専門職等関係者の参画を得て市町村においては作成に努めることとなるので求めがあった場合には、必要な協力をすること。

作成に当たっては、特にハザードマップ上で危険な地域に居住する介護を要する者など、優先順位が高いと市町村が考えた避難行動要支援者について、令和3年度からおおむね5年程度で作成に取り組んでいただきたいと考えており、所要経費については、地方交付税措置が講じられている。

また、市町村は災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供するものとされている。この場合、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めること。

#### ⑯災害対策本部における機能の維持

災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平常時から非常時優先業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、組織を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、非常時優先業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策を講ずること。災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源を設置し、浸水等への対策や十分な燃料の確保を行うとともに、定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講ずること。

#### ⑰避難指示等の発令・伝達、避難判断のための訓練等

災害時に躊躇なく避難指示等を発令・伝達できるようにすること。そのために、「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修・災害対応eラーニング等を積極的に受講し、知識や手順の確認を行うとともに、避難指示等の発令に関する機器操作の習熟を推進すること。また、住民自身が適切に避難行動を取ることができるようにするため、気象防災アドバイザー等の専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の

参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難指示等の発令・伝達、避難判断のために地域内での声かけにより避難する取組や、安全を確認する訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。加えて、各地域における自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施に向け、専門家の支援により防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成に努めること。

#### ⑱ ボランティアによる支援活動環境整備

災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平常時から地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体、災害中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織）等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに、受援体制の整備促進に努めること。特に発災後は、被災者支援活動の情報等の共有、活動の調整等を行う「情報共有会議」の開催や参加を促すこと。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避、熱中症対策の実施等の安全確保対策を十分に講ずるよう普及啓発を促進すること。

#### ⑲ 関係機関から市町村に対する助言等

市町村が時機を失することなく避難情報を適切に発令できるよう、専門的な知見を有する関係機関が事前に十分な準備を行い、必要に応じて、直接、市町村長に対して積極的に助言を行うこと。また、市町村等と共同で、防災行動を時系列で整理したタイムラインを作成し、発災前から防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること。

2. 災害発生時には早期避難のための避難態勢の構築等を図り、住民が適時的確な避難行動を判断できるよう、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すこと。

#### ① 防災気象情報及び河川情報の収集、早い段階からの危機意識の醸成並びに確実な情報伝達の徹底

災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表される大雨や河川氾濫、土砂災害、高潮等に関する注意報・警報・危険警報・特別警報等（早期注意情報を含む。）、危険度の高まりが5段階で地図上で色分け表示されたキキクル、明日までの警報等の見通しを示す時系列情報や流域雨量指数の予測値、指定河川洪水予報（大雨ピーク後に水位が上昇する場合を含む。）、指定海岸高潮予報、線状降水帯に関する各種情報（発生可能性に関する半日程度前からの呼びかけ、直前予測、発生を知らせる情報）、竜巻や台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。

また、避難指示等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が警戒レベル相当情報として市町村に提供する等して、市町村の避難指示等の発令判断を支援することとしているので、これに留意し、住民の主体的な避難行動を支援すること。

ウェブサイト、SNS等のインターネット等により提供された情報については、必

要に応じ適切に災害対応に活用すること。

情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図り、職員のTV出演等による災害の切迫性の解説を含め、住民の避難につながるわかりやすい情報提供に努めるとともに、インターネット、コミュニティFM、Lアラート、緊急速報メール等の多様な伝達手段を組み合わせて活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めるとともに、土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、孤立発生状況の早期把握に努め、当該地域の住民と双方向の連絡手段の確保について留意すること。

#### ②要配慮者への情報伝達等

要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても多様な伝達手段に加え、字幕・解説・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む）での情報発信等により避難指示等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進すること。

また、市町村における避難行動要支援者名簿等の活用を促進し、在宅の要配慮者の把握に努めるとともに、福祉関係者等と連携しながら、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうことに加え、新たな避難情報について紹介すること等を通じ、要配慮者自身の避難行動の理解や支援体制の構築に向けた取組を支援すること。

#### ③個別避難計画等に基づく避難支援等の実施への支援

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難支援等の実施に努めることとなるので、市町村の求めがあった場合には必要な協力をする事。

また、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合において、避難支援等関係者その他の者が、市町村が行う個別避難計画情報の提供を受けたときは、所要の調整を行った上で、必要な対応に努めること。

#### ④広域的な避難の実効性確保に向けた取組の推進

市町村や都道府県の区域を越えた広域的な避難が必要となる地域においては、市町村、都道府県、国の機関、交通事業者等の関係機関間で早めの情報共有や調整、意思決定がなされるよう、平時より関係機関間で顔の見える関係を構築し、具体的な計画や協定等の締結を進めるなど、円滑な広域避難の実施に向けた取組を支援すること。

また、平時より市町村や都道府県等と連携し、広域的な避難に係る居住者等の受入れ、運送等に係る検討及び協定等の締結を進めるなど円滑な広域的避難の実施に向けた取組を推進すること。

広域的な避難が必要な地域においては、通常の避難とは異なるタイミング・避難先へと避難することも考えられるため、災害時に居住者等が適時適切な避難行動が取れるよう、市町村や都道府県等と連携の上、平時から居住者等への周知啓発による理解促進に努めること。

以上

元水漁第 1055 号  
令和元年 11 月 29 日

沿海各都道府県、関係団体 殿

水産庁漁政部企画課長

漁業者の安全対策の周知徹底について（注意喚起）

平素より漁船の安全操業に関し、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これから冬を迎え、海上の荒天が予想されるとともに、漁船による海難事故が多い時期を迎えます。また、冬季は海水温が低下しており、この時期の海難事故は、人命に関わる重大な事故につながる可能性が高くなります。

一般に、海難事故を防止するためには、発航前検査や航海条件の事前確認、航海・操業時の安全確保を含め、漁業者自身の安全意識の向上が重要です。本年に入り、着用が義務化されているライフジャケットの未着用、監督者の目が届かない状況下における、技能実習生など経験の浅い乗組員による船上での単独作業、航海当直部員の資格を持たない乗組員単独での船橋当直業務への従事などの事例が散見されます。

つきましては、漁業者の操業時の安全確保に関し、下記について改めて貴管下の漁業者、漁業関係者に周知していただくとともに、漁船乗組員への安全教育の徹底を指導していただきますよう、御協力をお願いいたします。

記

1. 船舶検査の実施

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける漁船及び 12 海里を超えて操業する小型漁船については、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）において定期検査や中間検査の受検が義務づけられています。

2. 発航前検査の励行

安全操業を確保するため、エンジンの不具合がないかなどの発航前検査を確実に実施してください。発航前検査により安全航行について懸念がある場合には出航を見合わせる等の判断も重要です。なお、船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）において、それぞれ発航前検査が義務づけられています。

3. 航海条件の事前確認

発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。

#### 4. 航海・操業時の安全確保

航海・操業時は常に周囲の見張りを励行するとともに、甲板上で操業中の乗組員については、ライフジャケットの着用を徹底させてください\*。また、天候の変化に関する情報等を常時入手し、事故や遭難等が生じる危険性がある場合には、操業を中止し安全確保を優先させてください。荒天時には、重量物の固定やドア・ハッチなど開口部の閉鎖などを行い、重心を安定させ、船の復元性を確保することが転覆防止につながります。

\*船員法の適用を受ける漁船については、従来からライフジャケットの着用が義務づけられていましたが、平成30年2月1日以降、20トン未満の小型漁船についても、原則、船室外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務化されました。令和4年2月1日より、違反者には違反点数の付与が開始されます（参考資料1）。

#### 5. 海難が発生した場合の対処

海難が発生した場合又はその可能性が予期される場合には、人命の安全確保を最優先として対応してください。そして、僚船等として人命又は漁船の救助に従事した場合も含め、直ちに海上保安庁（118番）へ通報してください。

#### 6. AIS（船舶自動識別装置）の導入

船舶の衝突事故の約9割が人為的要因によるものです。AISは、船舶の位置・進路・速力等の安全に関する情報を自動的に送受信するシステムで、荒天時でも船舶同士の位置や進路を確認しやすくなり、衝突事故防止に役立ちます。

漁船へのAISの設置に当たっては、日本漁船保険組合において、AIS（簡易型AISを含む）を搭載した漁船について保険料を一部助成する事業を行っておりますので、活用に向けて周知・指導してください（参考資料2）。

#### 7. 「漁業カイゼン講習会」や「漁業安全責任者講習会」の利用

漁業における労働災害発生率は、陸上における全産業の発生率の平均の約5倍と高い水準にあります。これらの労働災害を未然に防止するため、全国漁業就業者確保育成センターでは、「漁業カイゼン講習会」や「漁業安全責任者講習会」を全国で実施し、労働環境の改善や海難の未然防止などの知識を持った「安全推進員」やその安全推進員が確実に労働災害を防止できるよう指導する「安全責任者」を養成しています。受講料は無料となっておりますので、積極的にご活用ください（参考資料3）。

#### 8. 船舶へのレーザポインタ照射の自粛要請について

近年、発光信号等の代わりとして、レーザポインタを使用している事例が増加しています。レーザ光を直視すれば失明の危険性があるほか、双眼鏡を使用中にレーザポインタの照射を受けた場合には、約2マイル離れていても目に有害な影響を与えることがあることが報告されています。発光信号等の代わりとしてレーザポインタを使用することは、照射を受けた船舶の船橋担当者の当直業務に支障を来し、目に危害を与える可能性があることから、厳に慎むよう運輸安全委員会から周知依頼を受けておりますので、貴管下の漁業者に対しても周知していただきたく、御協力をお願いいたします（参考資料4）。

以上

事 務 連 絡  
令和 4 年 1 月 25 日

都道府県水産主務部  
漁船安全操業対策担当者 殿

水産庁企画課

ライフジャケット着用義務違反に伴う罰則適用開始に向けての周知について

平素より漁船の安全操業の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ライフジャケットについては、国土交通省が所管している「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」の改正により、平成 30 年 2 月 1 日以降、20 トン未満の小型船舶（漁船）についても原則すべての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられているところですが、同施行規則の改正から 5 年が経過する本年 2 月 1 日以降は、ライフジャケットの着用義務違反があった場合、船長に違反点数が課されることとなり、違反点数が一定の基準に達した場合には最大 6 月の免許停止の処分を受けることとなります。

上記に伴い、関係省庁とともにライフジャケット着用推進リーフレットを作成しておりますので、是非ご活用いただき、管下の漁業者へ着用徹底いただくため改めて周知・指導していただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、水産庁のホームページでは、ライフジャケットの着用促進に関する周知啓発資料や農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策」の一環として策定した「作業安全規範」など安全対策に資する情報を掲載しておりますので、今後の安全対策の取組にご活用ください。

水産庁 HP「漁船の安全操業に関する情報」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>

(問い合わせ先)

水産庁漁政部企画課漁業労働班

鈴木・宇佐見

TEL: 03-6744-2340

E-mail: kazuya\_usami060@maff.go.jp

# ライフジャケットが 命を守ります！



小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者に  
ライフジャケットを着用させる義務があります！  
違反した場合、違反点数が課されます！



SAVE YOUR LIFE  
動画もチェック♪

<https://youtu.be/TJPe0uhnFY>

水上オートバイ等の両船側の見やすい場所には、  
船舶番号を表示する必要があります！

国土交通省・海上保安庁・水産庁・警察庁

# ライフジャケットが命を守る

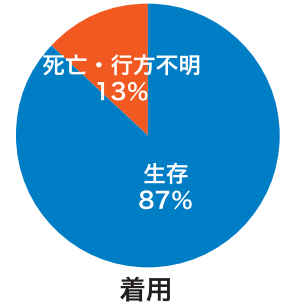
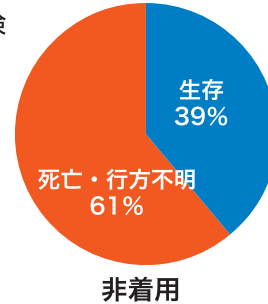


ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は、非着用者に比べ2倍以上です。船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう。

ライフジャケットの着用方法・点検方法はコチラ



## 海中転落時の生存率



## ライフジャケットの種類

- ◆国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください。
- ◆桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの(タイプA)や、水上オートバイなどいろいろなタイプがあります。(下表参照)
- ◆個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください。



全ての航行区域に適用  
TYPE A

桜マーク

タイプ表示

(記載場所や内容については、販売者に確認してください。)



## 適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認してください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



船外で泳ごうとする直前の方



専用装備で海上スポーツをする方



必ずしも着用する必要がありません

### 1. 船舶安全法に基づく船舶検査が必要な船舶に乗船する場合

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細については以下のホームページを確認してください。)

### 2. 船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶(ミニボート等)に乗船する場合は上記のいずれでもOK

※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)では、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用を推奨します。

発行：国土交通省海事局安全政策課

詳しくはホームページへ

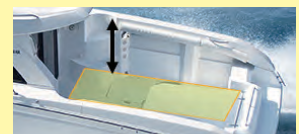
[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr6\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html)



防波堤内の係留船上にいる方



船長が定めた安全場所にいる方

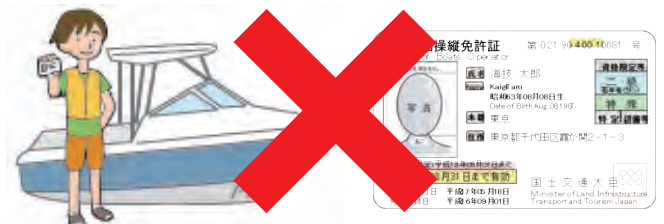


できるだけ着用してください

## 違反すると処分あり

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。

累積点数※によっては、免許停止の対象となります。



最大6か月の免許停止

※場合によっては、3点以上で免許停止の対象となります。

事務連絡  
令和4年3月8日

都道府県水産主務部  
漁船安全操業対策担当者 殿

水産庁企画課

### AIS 普及リーフレット（改訂版）の周知について

平素より漁船の安全操業の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

AIS 普及リーフレットにつきましては、平成 24 年 9 月 24 日に発生したかつお竿釣り漁船と貨物船との衝突事故を契機に関係省庁により「漁船への AIS 普及に関する検討会」を立ち上げ、漁船への AIS の普及を促進していく上での方策の一環として 4 省庁連名のリーフレットを作成し、漁業者に周知してきたところです。

漁船海難は見張り不十分による衝突事故の発生割合が高く、衝突事故を未然に防ぐためには、見張りの補助として有効な AIS の普及促進が今後も重要であることから、今般、関係省庁とともに AIS 普及リーフレットの改訂を行い、改めて AIS の普及促進を図ることとしました。

つきましては、新たな AIS 普及リーフレットを是非ご活用いただき、是非ご活用いただき、管下の漁業者へ周知いただくとともに安全対策の推進に、より一層努めていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、水産庁のホームページでは、安全対策に資する情報を掲載しておりますので、今後の安全対策の取組にご活用ください。

水産庁 HP「漁船の安全操業に関する情報」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>

(問い合わせ先)

水産庁漁政部企画課漁業労働班

鈴木・宇佐見

TEL: 03-6744-2340

E-mail: kazuya\_usami060@maff.go.jp

# 海難事故防止のためAISの導入を！

## AISとは？

AIS (Automatic Identification System: 船舶自動識別装置) とは、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に送受信するシステムです。



## ➤ AISのメリット

- ① 船舶間の衝突回避等のための通信が容易
- ② 他船の進路変更等をリアルタイムに把握可能
- ③ 悪天候でも周辺船舶の位置確認が可能

## 海難事故の事例

平成24年9月24日午前2時頃、金華山東方沖約930kmの太平洋上で貨物船(25,074トン)とかつお竿釣り漁船(119トン)が衝突。漁船の乗組員13人が亡くなりました。

運輸安全委員会の調査によれば、悪天候の中、貨物船のレーダーで漁船は確認できませんでした。

漁船にもAISがあればお互いに相手船を容易に認識できます。  
AISを導入してこのような悲惨な事故を未然に防ぎましょう！！

# AISに関する支援制度について

## AIS設置漁船には漁船保険料を最大20万円助成

日本漁船保険組合では、漁船の海難防止等を目的に、AIS設置漁船に対し漁船保険料の一部を最大20万円助成します。なお、リース漁船(浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業)の助成額は最大10万円となります。

- ・保険料助成額：国庫負担を除いた純保険料に対し10%(5トン未満船は20%)
- ・対象漁船：AIS又は簡易型AISを設置した漁船

ただし、①法令等で設置義務のある漁船  
②もうかる漁業創設支援事業及びがんばる漁業復興支援事業の対象漁船は助成対象外です。  
なお、対象漁船ごとに漁船保険の助成を申請できる契約数は5契約までです。

※ご利用に当たっては、各都道府県の日本漁船保険組合支所にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官 03-6744-2357

## AIS設置に活用できる低利な制度資金

漁船へのAISの設置に当たっては、漁協系統金融機関である信用漁業協同組合連合会等が融資する漁業近代化資金など、低利な制度資金が活用できます。

### 漁業近代化資金の貸付条件(漁船漁業者の場合)

- 貸付限度額：20トン未満漁船建造等資金借受者 0.9億円
- ：20トン以上漁船建造等資金借受者 3.6億円
- 償却期限(据置期間)：10年(3年)(漁船用機器単独設置の場合)

※貸付利率は、金利情勢により毎月変動しますので、ご利用に当たっては、お近くの漁協にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁水産経営課 03-6744-2347

## 簡易型AISに係る無線局定期検査の不要化等が措置されています。

簡易型AISについては、船舶の無線局定期検査が不要で開設時の免許手続きも簡素化(落成検査の省略)されています！

### 定期検査の不要化

簡易型AISのみを設置する船舶局の定期検査は不要です。(簡易型AISと併せて次の無線設備を設置している場合も定期検査は不要です。)

- ・国際VHF(携帯型・5W以下)
- ・レーダー(適合表示無線設備<sup>(※)</sup>・5kW未満)

### 免許手続きの簡素化

無線航行移動局(レーダー局)に簡易型AIS等の適合表示無線設備<sup>(※)</sup>を追加して、船舶局を開設する場合の手続きはすべて簡易な免許手続き(落成検査の省略)で可能です。



※ 簡易型AISは無線従事者の資格がなくても操作できます(ただし無線局の免許申請は必要です)  
※ 適合表示無線設備には技適マークが付されています

お問い合わせ先：総務省基幹・衛星移動通信課 03-5253-5901

## スマートフォン向けAISアプリについて



AISと同様の機能を有するスマートフォン向けアプリケーションが、リリースされています。スマートフォンアプリは、AIS機器の導入が難しい小型漁船(船外機船等)でも利用可能！

※国土交通省では、「船上におけるスマホの使い方ガイド」を公表しております。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk6\\_000019.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000019.html)

お問い合わせ先：国土交通省海事局安全政策課 03-5253-8631

事務連絡  
令和 8 年 6 月 1 日北海道開発局農業水産部水産課長 殿  
関係都道府県水産関係公共土木施設等担当課長 殿水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課長  
防災漁村課長

## 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

このことについて、別紙写しのとおり中央防災会議会長（内閣総理大臣）から農林水産大臣宛てに通知があったので、この趣旨の周知徹底をお願いします。

特に、1. ①第1次国土強靱化実施中期計画等の国土強靱化に向けた取組の推進、③河川管理施設を始めとする施設管理等の強化、⑩水辺利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発、⑰関係機関から市町村に対する助言等などについて言及されておりますのでご留意下さい。

なお、災害関係の事務については、災害発生後迅速に対応する必要があることから、速やかに調査を実施する必要がありますが、人命第一の観点から、暴風雨時には状況が収まるまで見回りは行わないで下さい。また、危険な箇所は無理をせず、安全に十分な配慮を行って下さい。

調査結果については、漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領（漁港・海岸保全施設）、漁業用施設災害復旧事業事務取扱要領（漁業用施設）、農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱（共同利用施設）の規定に基づき、速やかに水産施設災害対策室までご報告いただくとともに、土砂や流木等による漁港の航路・泊地の埋そくなど早急な対応が求められる場合には、水産庁と協議の上、応急工事（査定前着工）を実施し、被害の拡大防止等に努めるようお願いします。

なお、このことについて貴管下市町村（政令市を除く。）に対しましても、周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】	( ) 内は関係する記の番号等
計画・海業政策課 事業班 (1 ①、⑰)	Tel:03-3502-8491(直通)、
環境整備班 (1 ①、⑰)	Tel:03-6744-2387(直通)
管理班 (1 ③、⑩、⑰)	Tel:03-3506-7897(直通)
防災漁村課 防災・海岸班 (1 ①、③、⑩、⑰)	Tel:03-3502-5304(直通)
水産施設災害対策室 災害調整班、災害対策班 (1 ⑰、その他災害発生時)	Tel:03-3502-5638(直通)

8 地 第 95 号  
令和8年5月29日

水産庁長官 殿

大臣官房危機管理・政策立案総括審議官

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

このことについて、別添（写し）のとおり中央防災会議会長（内閣総理大臣）から農林水産大臣宛てに通知があったので、貴管下機関等に対して周知徹底をお願いする。

なお、各地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長に対しては当職より、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構に対しては内閣府より通知していることを申し添える。

# 「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」のポイント (令和8年5月29日付中央防災会議会長通知)

大臣官房地方課災害総合対策室

人命の保護を第一義とし、防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼する。

## 1. 防災事務従事者の安全確保にも留意した上で、適切な災害即応態勢を確保

- ①「第1次国土強靱化実施中期計画」等に基づく、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策をはじめ、取組全般を推進すること
- ②危険箇所等の巡視・点検の徹底、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること
- ③管理施設等について点検及び補修等の措置を講ずるとともに、管理の強化を図り、災害発生のおそれのある場合には、施設の点検等を行うこと
- ④地下空間の浸水に係る危険性の利用者への周知、浸水対策の強化に万全を期すこと
- ⑤土砂災害のおそれのある道路箇所に、通行止め等を適切に行い、被害を防止すること
- ⑥港湾において高潮や津波による浸水のおそれがある箇所は土嚢等による直前予防策を講ずること、暴風による飛散等のおそれのある箇所は固縛等の対策を行うこと
- ⑦災害発生のおそれのある箇所等の情報を市町村等に提供すること
- ⑧警戒レベル4の避難指示までに必ず避難すること等を周知徹底すること
- ⑨企業等に対し、所在地の災害リスク、とるべき行動、そのタイミングを確認すること
- ⑩河川増水時には、水辺利用者に情報を提供し避難の注意を促すこと、農業用水路、排水路等から落ちる危険性もあることから、近づかない等の注意を促すこと
- ⑪市町村が指定した指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を支援すること
- ⑫避難所等の確保及び良好な避難生活環境の確保に努めること
- ⑬指定福祉避難所等の確保について、市町村に協力すること
- ⑭要配慮者利用施設管理者等に対して、災害計画の作成等の支援に努めるとともに、地方公共団体による計画の具体的な内容の確認等について、必要な支援に努めること
- ⑮避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成について市町村に協力すること
- ⑯災害対策本部の機能維持のため、非常時優先業務を絞り込み、役割分担等の体制を構築しておくこと、非常用電源の設置・燃料の確保と定期的な保守・点検等の対策を講ずること
- ⑰災害を想定した避難指示等の発令・伝達や避難判断等の取組・訓練に努めること
- ⑱平常時から地方公共団体等との連携を促進し、受援体制の整備促進に努めること
- ⑲市町村が避難情報を適切に発令できるよう、市町村等と共同で発災前から防災情報の発

表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること

**2. 住民が適時的確な避難行動を判断できるよう関係機関との緊密な連携の下万全を期す**

- ①インターネット等の多様な手段を活用し、早い段階からの防災情報提供に努めること
- ②要配慮者に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるような取組を推進すること
- ③市町村が行う個別避難計画情報の提供を受けたときは、必要な対応に努めること
- ④広域的な避難が必要となる地域においては、関係機関間で顔の見える関係を構築すること

各指定行政機関の長  
各指定公共機関の代表 殿

中央防災会議会長  
(内閣総理大臣) 高市 早苗

## 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであり、感謝を申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。とりわけ近年は、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨等、毎年のように大規模な風水害が発生しており、昨年も、8月5日からの低気圧と前線による大雨等により、全国各地で土砂災害や浸水被害が発生した。加えて、地震や豪雨により地盤が緩んでいる能登地域や林野火災があった地域では、土砂災害が発生しやすいと考えられるため、その点御留意いただきたい。このような頻発化・激甚化する災害の被害を踏まえ、防災態勢の強化に取り組んできたところであるが、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意した防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼する。

### 記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

#### ①「第1次国土強靱化実施中期計画」等の国土強靱化に向けた取組の推進

国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月閣議決定）に基づき、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理や、経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化、地域における防災力の一層の強化の各分野について、国土強靱化の取組を推進すること。

## ②危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、がけ崩れ、土石流等の災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、盛土等の土地改変の状況、土地利用状況、災害履歴及び最近の地震や降雨等の状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、適切な措置を講ずること。災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。

## ③河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化を図ること。

また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

## ④地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に係る危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水等が発生し、又は洪水等が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

## ⑤道路の冠水・法面崩壊・越波対策等の強化

道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没する等重大な事故が起きるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検する等の措置を講ずること。台風による越波、大雨による法面崩壊等の土砂災害のおそれのある箇所については、通行止め等の措置を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないよう措置を講ずること。また、台風などによる電柱倒壊で道路の閉塞が発生した際には、通行止め等の措置を適切に行うとともに、電線管理者より可及的速やかに報告がなされるよう連絡体制を確保すること。

## ⑥港湾の浸水・コンテナ等の飛散対策等の強化

港湾において、台風等に伴う高潮、高波による浸水により港湾機能が低下するおそれのある箇所については、港湾利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、過去に被災した施設等脆弱箇所への土嚢等の設置等を行うなど直前予防策を講ずること。暴風によりコンテナの飛散等のおそれのある箇所については、コンテナの固縛等の対策を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者は引き続き、水際・防災対策連絡会議を設置している場合にあっては、関係者が取るべき措置、関係者間の連絡体制等の確認等、連携体制の強化を図ること。その他の場合にあっては、関係機関の各主体が必要な情報収集や情報発信を適切に実施できる体制を構築し、連携体制を確保すること。

⑦災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための避難行動に資するため、浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴殿が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。

⑧災害時に市町村が発令する避難情報の周知徹底

平時から避難情報に関する周知等を十分に行うこと。特に、警戒レベル3の高齢者等避難は、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において発令される情報であること、警戒レベル4の避難指示は、災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難すべき状況において発令される情報であること、警戒レベル5の緊急安全確保は、災害が発生又は切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に発令されることがある情報であり、警戒レベル5に至る前の警戒レベル4までに必ず避難すること等について住民等が十分に理解できるよう周知徹底すること。

⑨企業等に対する避難意識等の啓発

企業等に対し、事業所等の所在地の災害リスクや、災害警戒時に取るべき行動、行動のタイミング等を確認すること。また、防災情報に留意し、甚大な災害発生の危険や、海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が高まったときには、来客や従業員の安全確保を最優先して、店舗や事業所等の計画的な休業、テレワークの実施、時差出勤、必要に応じて安全確保が必要な従業員の待機・受入れなど、実情に応じた適切な対応を講ずるよう協力を求めるとともに、各機関においても、上記の取組を促進すること。あわせて、「事業継続ガイドライン - あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応 -」（内閣府、令和5年3月）を参考にして、各企業等が事業継続計画の策定や改定を行うよう働きかけること。

⑩水辺利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑪指定緊急避難場所及び指定避難所の周知支援等

想定される災害の種別ごとに定められる指定緊急避難場所が指定避難所と異なることについて十分に周知を図った上で、市町村が指定した指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を支援すること。指定緊急避難場所の表示等を新設・変更する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、日本産業規格として定めた「災害種別一般図記号（JISZ8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」に基づく表示に努め、これらの設置に市町村へ協力を行うように努めること。

また、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生する等して、

指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の、山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して直ちに身の安全を確保すること、特に地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあるため十分に注意すること、『避難』とは『難』を『避』けることであり、ハザードマップや「避難行動判定フロー」等を踏まえた上で、安全な場所にいる人は指定緊急避難場所に行く必要がないこと、安全な親戚・知人宅も避難先となりうることについて、周知を支援すること。

なお、避難所における感染症対策として、「避難所におけるマスク着用等の考え方について」（内閣府・消防庁・厚生労働省、令和5年3月）、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」（内閣府・消防庁・厚生労働省、令和5年4月）等を踏まえた対応を促すこと。

避難所の開設・運営に当たっては、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府男女共同参画局、令和2年5月）の内容を踏まえ、女性と男性のニーズの違いを十分に配慮した環境整備を進めるとともに、運営体制への女性の参画を促すこと。

#### ⑫避難所等の確保

災害時又は災害が発生するおそれがある場合、想定される避難者を受け入れることができるよう、指定避難所及び協定・届出避難所の確保に加え、車中泊避難用駐車場及びホテル・旅館等と協定を締結するなど、平時から避難所等の確保に努めること。

また、良好な避難生活環境の確保に当たり、トイレ、パーティション Tent、温かい食事、ベッド、入浴等は避難者の健康を守り、尊厳ある生活を営むために重要であることから、避難所の運営に当たっては、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を御参照されたい。特にトイレ、パーティション Tent、温かい食事、ベッド、暑さ・寒さ対策のための冷暖房機器等は避難所開設当初から確保すること。

併せて、家庭動物と同行避難する避難者及び家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、家庭動物の受入れ方法について住民に周知を図ること。

#### ⑬指定福祉避難所等の確保

従前、災害時において、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生ずるなどの懸念から指定避難所としての福祉避難所（以下「指定福祉避難所」という。）の確保が進まないとの課題に対応するため、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）において、指定避難所の公示事項を明確化している。これにより、市町村長は、指定福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示し、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化することが可能となることから、指定福祉避難所等の確保について、市町村に協力するとともに、指定福祉避難所等が被災することも想定し、一般避難所への要配慮者スペースの設置を促すこと。

#### ⑭要配慮者利用施設等における避難体制の確保

介護保険法（平成9年法律第123号）や水防法（昭和24年法律第193号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとされている。要配慮者利用施設管理者等に対して、災害計画の作成や要配慮者本人の参加を得た避難訓練の実施の支援に努めるとともに、地方公共団体による計画の具体的な内容や避難訓練の実施状況の確認、施設への情報伝達体制の確保について、必要な支援に努めること。また、学校における避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育を効果的に実施するための地方公共団体による取組について、積極的に支援すること。

#### ⑮個別避難計画の作成等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされている。

内閣府では、個別避難計画の作成手順等を明示した具体的な取組指針である「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、令和3年5月改定）」を示しており、この内容も参考にし、防災・福祉等関係部局が連携するとともに、福祉専門職等関係者の参画を得て市町村においては作成に努めることとなるので求めがあった場合には、必要な協力をすること。

作成に当たっては、特にハザードマップ上で危険な地域に居住する介護を要する者など、優先順位が高いと市町村が考えた避難行動要支援者について、令和3年度からおおむね5年程度で作成に取り組んでいただきたいと考えており、所要経費については、地方交付税措置が講じられている。

また、市町村は災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供するものとされている。この場合、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めること。

#### ⑯災害対策本部における機能の維持

災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平常時から非常時優先業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、組織を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、非常時優先業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策を講ずること。災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源を設置し、浸水等への対策や十分な燃料の確保を行うとともに、定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講ずること。

#### ⑰避難指示等の発令・伝達、避難判断のための訓練等

災害時に躊躇なく避難指示等を発令・伝達できるようにすること。そのために、「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修・災害対応eラーニング等を積極的に受講し、知識や手順の確認を行うとともに、避難指示等の発令に関する機器操作の習熟を推進すること。また、住民自身が適切に避難行動を取ることができるようにするため、気象防災アドバイザー等の専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の

参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難指示等の発令・伝達、避難判断のために地域内での声かけにより避難する取組や、安全を確認する訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。加えて、各地域における自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施に向け、専門家の支援により防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成に努めること。

#### ⑱ ボランティアによる支援活動環境整備

災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平常時から地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体、災害中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織）等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに、受援体制の整備促進に努めること。特に発災後は、被災者支援活動の情報等の共有、活動の調整等を行う「情報共有会議」の開催や参加を促すこと。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避、熱中症対策の実施等の安全確保対策を十分に講ずるよう普及啓発を促進すること。

#### ⑲ 関係機関から市町村に対する助言等

市町村が時機を失することなく避難情報を適切に発令できるよう、専門的な知見を有する関係機関が事前に十分な準備を行い、必要に応じて、直接、市町村長に対して積極的に助言を行うこと。また、市町村等と共同で、防災行動を時系列で整理したタイムラインを作成し、発災前から防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること。

2. 災害発生時には早期避難のための避難態勢の構築等を図り、住民が適時的確な避難行動を判断できるよう、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すこと。

#### ① 防災気象情報及び河川情報の収集、早い段階からの危機意識の醸成並びに確実な情報伝達の徹底

災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表される大雨や河川氾濫、土砂災害、高潮等に関する注意報・警報・危険警報・特別警報等（早期注意情報を含む。）、危険度の高まりが5段階で地図上で色分け表示されたキキクル、明日までの警報等の見通しを示す時系列情報や流域雨量指数の予測値、指定河川洪水予報（大雨ピーク後に水位が上昇する場合を含む。）、指定海岸高潮予報、線状降水帯に関する各種情報（発生可能性に関する半日程度前からの呼びかけ、直前予測、発生を知らせる情報）、竜巻や台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。

また、避難指示等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が警戒レベル相当情報として市町村に提供する等して、市町村の避難指示等の発令判断を支援することとしているので、これに留意し、住民の主体的な避難行動を支援すること。

ウェブサイト、SNS等のインターネット等により提供された情報については、必

要に応じ適切に災害対応に活用すること。

情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図り、職員のTV出演等による災害の切迫性の解説を含め、住民の避難につながるわかりやすい情報提供に努めるとともに、インターネット、コミュニティFM、Lアラート、緊急速報メール等の多様な伝達手段を組み合わせて活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めるとともに、土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、孤立発生状況の早期把握に努め、当該地域の住民と双方向の連絡手段の確保について留意すること。

#### ②要配慮者への情報伝達等

要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても多様な伝達手段に加え、字幕・解説・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む）での情報発信等により避難指示等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進すること。

また、市町村における避難行動要支援者名簿等の活用を促進し、在宅の要配慮者の把握に努めるとともに、福祉関係者等と連携しながら、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうことに加え、新たな避難情報について紹介すること等を通じ、要配慮者自身の避難行動の理解や支援体制の構築に向けた取組を支援すること。

#### ③個別避難計画等に基づく避難支援等の実施への支援

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難支援等の実施に努めることとなるので、市町村の求めがあった場合には必要な協力をする事。

また、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合において、避難支援等関係者その他の者が、市町村が行う個別避難計画情報の提供を受けたときは、所要の調整を行った上で、必要な対応に努めること。

#### ④広域的な避難の実効性確保に向けた取組の推進

市町村や都道府県の区域を越えた広域的な避難が必要となる地域においては、市町村、都道府県、国の機関、交通事業者等の関係機関間で早めの情報共有や調整、意思決定がなされるよう、平時より関係機関間で顔の見える関係を構築し、具体的な計画や協定等の締結を進めるなど、円滑な広域避難の実施に向けた取組を支援すること。

また、平時より市町村や都道府県等と連携し、広域的な避難に係る居住者等の受入れ、運送等に係る検討及び協定等の締結を進めるなど円滑な広域的避難の実施に向けた取組を推進すること。

広域的な避難が必要な地域においては、通常の避難とは異なるタイミング・避難先へと避難することも考えられるため、災害時に居住者等が適時適切な避難行動が取れるよう、市町村や都道府県等と連携の上、平時から居住者等への周知啓発による理解促進に努めること。

以上

会見・報道・広報

政策情報

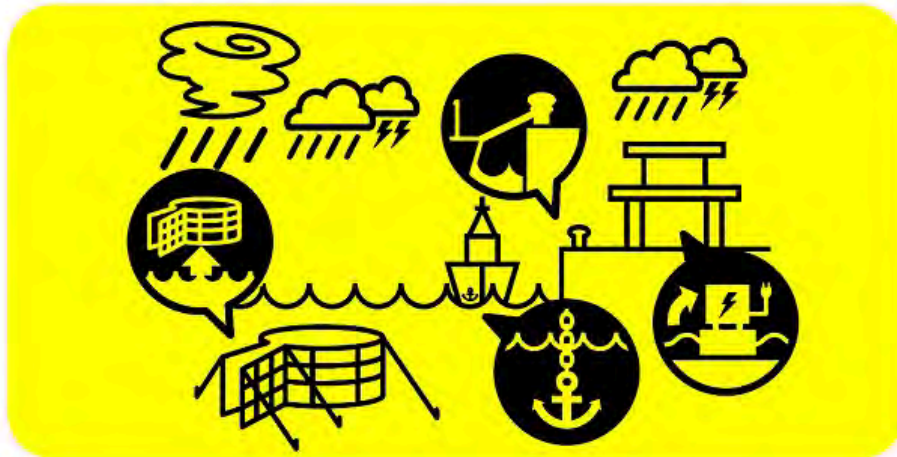
統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 会見・報道・広報 > 災害に関する情報 > 豪雨や台風等の風水害に備えるための予防減災情報 > 漁船の係留強化等の被害防止策を講じ、豪雨や台風襲来に備えましょう！

## 漁船の係留強化等の被害防止策を講じ、豪雨や台風襲来に備えましょう！



### 情報収集

最新の気象情報・警報・注意報を常にチェックしましょう。

### 連絡体制

地方自治体や漁協など関係機関との連絡体制を整備しましょう。

### 漁船・定置網・養殖施設など海上にある施設

係留の強化、上架、網抜きなど被害防止対策を講じましょう。

### 漁具・荷捌き所・漁具保管施設・水産処理施設など陸上にある施設

飛来物による損傷や増水による流出を防ぐために片づけましょう。

施設周辺の谷樋や縦樋、排水溝を清掃しましょう。

電気で動く機械類は浸水しないよう高所へ移動しましょう。

### 停電、断水対策

蓄養施設、冷蔵庫について、非常用電源を確保しましょう。

冷凍庫・冷蔵庫の温度上昇を避けるため、停電時の開閉は控えましょう。

## 保険・共済加入

災害に備えて漁船保険・漁業共済等に加入しましょう。

## 施設等の見回り

人命第一の観点から、暴風雨、異常出水時における施設等の見回りについては、これらの状況が治まるまで行わないようにしましょう。

また、暴風雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、施設周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行いましょう。

## 気象情報

現在発表されている気象警報・注意報の情報は[こちら](#)（外部リンク：気象庁HP）

## お問合せ先

### 水産庁漁政課

担当者：調整

代表：03-3502-8111（内線6508）

ダイヤルイン：03-3502-8397

公式SNS



関連リンク集

農林水産省  
トップページへ

## 農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries